

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区立学校用地の境界確定状況等に係る調査業務委託	No.5200541
工（納）期	令和9年2月28日	
契約締結日	令和8年8月24日	
契約金額	7,990,620円（消費税込み）	

契約相手方	一般社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会 (法人番号：9010005012931)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	荒川区立学校用地の境界確定状況等に係る調査業務委託
指名業者 (案)	名 称 一般社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会 代表者 理事長 志村 寿夫 所在地 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号
特命理由	本件は、荒川区立学校の建替え等の際の土地測量及び境界確定に係る業務について委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記協会を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 測量業務等の実施については、土地家屋調査士法の規定により、土地所有者に代わって地積の更正の登記等を行うことができるのは、土地家屋調査士のみである。 ② 上記協会は、土地家屋調査士法第63条に基づく団体として設立され、都内において官公署の土地家屋調査士業務を受託できる唯一の法人組織である。 ③ 上記協会は、これまで区が発注した同種業務の受託実績を多数有しているとともに、上記協会により、区内の土地家屋調査士に適切に業務が配分されるため、円滑かつ効率的な業務履行が期待できる。 以上のことから、上記協会を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)